

北区魅力発信事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年5月7日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

北区魅力発信事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名 北区魅力発信事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額3,095,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約金額の10/100以上の額
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」または業種「イベント」業種細区分「イベント」のいずれかに登録のあること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年5月29日（金）

仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年5月19日（火）午前12時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年5月21日（木）午後1時頃 岡山市ホームページ上に掲載
企画提案書の提出	令和8年5月22日（金）～令和8年5月29日（金） 必着
ヒアリングの実施	令和8年6月2日（火）頃
審査結果の通知	令和8年6月3日（水）頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】北区魅力発信事業業務委託」として、「北区魅力発信事業業務委託企画競争に係る質問書」（様式3号）を提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後は、必ず電話により着信の確認を行うこと。

提 出 先：岡山市北区役所総務・地域振興課区まちづくり推進室

電子メール：kita-soumu@city.okayama.jp

電 話：086-803-1656

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市北区役所総務・地域振興課区まちづくり推進室宛に、持参又は「北区魅力発信事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留で郵送すること。

（2）提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②類似業務の実績（様式2）

令和3年度以降に本業務委託と類似した業務を受託し、完了した実績について記載すること。

③企画提案書（様式は自由）

ア 用紙は原則としてA4版、縦置き、横書き、左綴じ、両面印刷すること。た

だし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。
イ 仕様書（案）に定める各業務の実施方法を具体的に記載すること。また、「北区魅力発信事業業務委託提案内容に係る評価基準」を参照の上、以下に掲げる項目に関しては必ず記載し、分かりやすい文章や図表等で提案すること。

- ・事業目的の理解、考え方について
- ・北区の魅力スポットの選定・写真・解説文・紹介スライドの制作
- ・北区の魅力スポットの動画制作
- ・独自提案事項

ウ 各ページの下部中央にページ番号を印字すること。

④業務の実施体制（様式は自由）

どのような体制及び人員で実施するのか、体制図及び業務スケジュールを作成すること。また、本業務の業務責任者及び業務従事者について、氏名、現所属、役職、担当業務、職務経歴等を記載すること。類似業務の実績（様式2）に記載した業務へ携わった経験を有する場合、その業務経験を記載すること。

⑤経費の積算表（様式は自由）

ア 仕様書（案）に記載されている全ての業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全て見積もること。
イ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記すること。

（3）提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの6部（副本）（上記（2）①を除く）

※「企画提案書」の副本は、事業者名、提案者名の記載は行わないこと。

※「企画提案書」には、提案者が判別できるような記載等は行わないこと。

（4）注意事項

- ①企画競争参加申請書（様式1）において、連絡先（担当者名、電話番号、電子メールアドレス等）も漏れなく記入すること。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されない。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤企画競争参加申請書の提出後の辞退については、企画競争参加辞退届（様式4）を、令和8年5月29日（金）午後5時15分までに岡山市北区役所総務・地域振興課区まちづくり推進室へ持参し提出すること。

8 特定方法等

（1）審査体制

北区魅力発信事業業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（2）審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を

行う。

②委員会は、評価基準をもとに 100 点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

③委員の審査点数の平均点が 60 点を下回る提案については特定しない。

④委員による審査の結果、提案が同点となり最適提案者が特定できない場合は、「北区魅力発信事業業務委託提案内容に係る評価基準」に基づき、次の項目を上位から順に比較し、審査点が高い者を最適な提案者として特定する。

（ア）北区の魅力スポットの写真・解説文の制作

（イ）北区の魅力スポットの動画制作

（ウ）事業の実施体制

（エ）経費の積算

（3）ヒアリングの実施

提案について以下のとおりヒアリングを実施する。

①出席者は 1 提案者につき 2 名以内とする。

②発表時間は 1 提案者につき 20 分以内とし、その後委員会の委員が質問を行う。

③資料の追加及びプロジェクター等の機材の使用はできない。

④詳細な日時、場所については決定次第通知する。

（4）評価基準

「北区魅力発信事業業務委託提案内容に係る評価基準」のとおり

（5）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（6）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

（1）最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

（2）委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条に定める随意契約の方法に

より契約を締結するものとする。

- (3) 最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせすること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、本業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市北区役所総務・地域振興課（岡山市役所本庁舎1階）担当：大賀・成本・石田
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1656

F A X：(086)803-1725

電子メール：kita-soumu@city.okayama.jp